

平成14年8月29日  
企業会計基準委員会

## 実務対応報告公開草案第4号

# 「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)(案)」の公表

## コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成14年度税制改正による連結納税制度の創設に伴い、連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱いについて検討してまいりましたが、平成14年8月27日の第18回企業会計基準委員会で標記の実務対応報告の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成14年9月20日(金)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があることを、あらかじめご了承ください。

なお、連結納税制度を適用する場合の中間財務諸表等における税効果会計に関する当面の取扱いにつきましては、本日、実務対応報告第4号として公表致しております。また、連結納税制度に関する会計処理のその他の論点も含めた全般にわたる実務上の取扱いにつきましては、今後連結納税制度の詳細が更に明らかになった時点で、公表する予定です。

記

電子メール：ctax@asb.or.jp

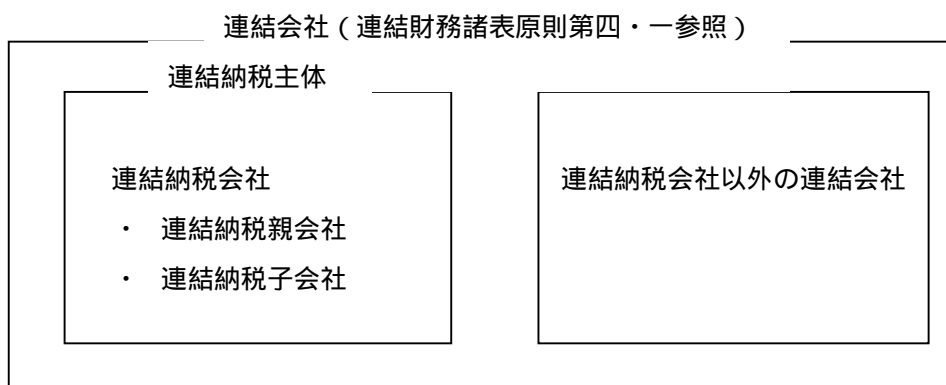
FAX：03-5561-9624

お問い合わせ先：03-5561-8449

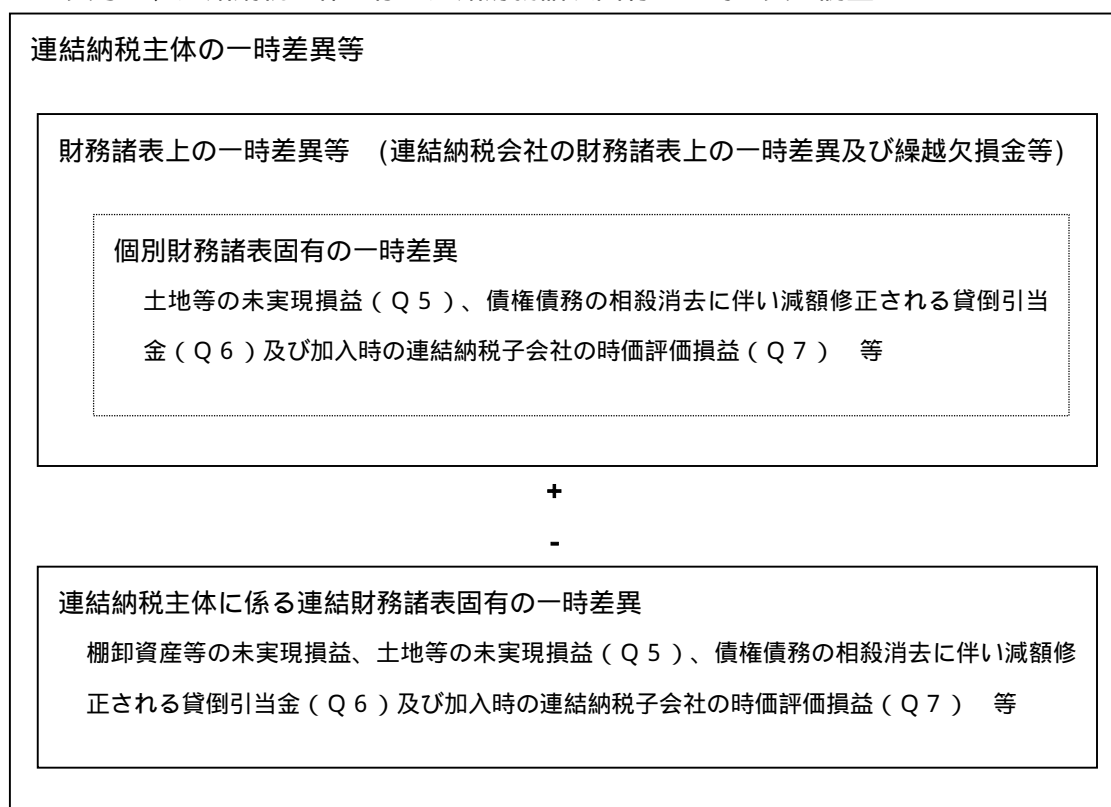
## 本公開草案の概要

### 用語

- 連結納税会社 連結納税制度を適用する各会社
- 連結納税主体 連結納税会社の集団を全体で1つの納税主体として取り扱う場合の当該納税主体
- 連結納税親会社 連結納税会社のうち、法人税法第2条第12の7の2号に規定する連結親法人
- 連結納税子会社 連結納税会社のうち、法人税法第2条第12の7の3号に規定する連結子法人



- 財務諸表上の一時差異等 財務諸表上の一時差異（税効果会計基準第二・一・2(1)参照）及び繰越欠損金等（同基準第二・一・4参照）
- 連結納税主体に係る連結財務諸表固有の一時差異（税効果会計基準第二・一・2(2)参照）
- 個別財務諸表固有の一時差異 財務諸表上の一時差異のうち、連結納税主体における資本連結手続及びその他の連結手続の結果消滅する一時差異
- 連結納税主体の一時差異等 連結納税主体において、連結納税会社の財務諸表上の一時差異等に、連結納税主体に係る連結財務諸表固有の一時差異を調整したもの



## 範囲

- 連結納税主体における税効果会計及び連結納税会社の個別財務諸表における税効果会計の適用について取り扱う。

## 主な会計処理

### 連結納税を適用した場合の税効果会計の考え方

- 連結納税制度を適用した場合の連結財務諸表における税効果会計は、まず、連結納税主体について税効果会計を適用した後、税効果会計を適用した連結納税会社以外の連結会社とともに、連結財務諸表作成手続において、連結財務諸表固有の一時差異に対して税効果会計を適用する。
- 連結納税主体においては、連結納税主体の一時差異に対して、法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債並びに法人税等調整額を計算する。
- 連結納税主体の法人税に係る繰延税金資産については、連結納税主体を一体として回収可能性を判断する。
- 連結納税会社の個別財務諸表においては、財務諸表上の一時差異等に対して、法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債並びに法人税等調整額を計算する。

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算

- 連結納税制度を適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債は、連結納税制度の法人税と単体納税制度の住民税等に区分して計算する。
- 連結納税主体の法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債は、連結納税主体の一時差異等に対し、法人税の法定実効税率を乗じて計算する。

### 付加税率の取扱い

- 税効果会計基準では、資産負債法を採用していることから、税金の回収又は支払が行われると見込まれる期が平成14年4月1日から平成16年3月31日の間に開始する事業年度である場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の金額は、付加税率2%を上乗せした税率を適用して計上する。
- 簡便的に、投資その他の資産として表示される繰延税金資産又は固定負債として表示される繰延税金負債について、また、流動資産として表示される繰延税金資産について、一律に付加税率を含まない税率で計算することも認められる。

以上